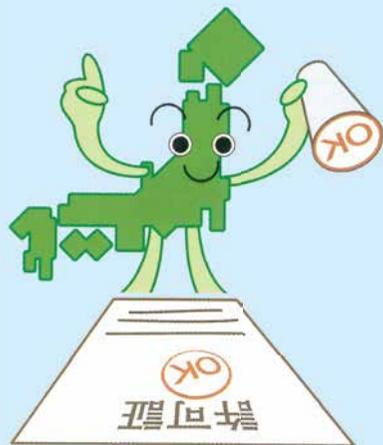


日本で文化財が盗まれた場合 外国に通知されます



文化財保護法に基づいて、指定された重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物について盗まれたという届出があった場合、このことが外国へ通知されます。このようにすることで、外国で輸入が規制されたり、外国へ渡ってしまっても返還されやすくなっています。

指定された文化財を輸出する場合 国の許可が必要です



文化財保護法に基づいて指定された重要文化財、重要有形民俗文化財を輸出する場合は、国の許可が必要です。

Q&A

Q1 教会や寺院から盗まれた文化財は、条約や法律で規制の対象となるのでしょうか。

A1 条約では「締約国の領域内に所在する博物館、公共の記念工作物（宗教的なものであるか否かを問わない）、その他これらに類する施設」から盗まれた文化財が規制の対象になると規定されています。具体的には国公私立を問わず博物館、美術館、神社、寺院、教会、研究所、図書館、公文書館等から盗取された文化財で、且つ当該施設の所蔵品目録に属する事が証明された文化財が規制対象となります。

Q2 私が勤務する博物館の所蔵絵画が平成10年に外国の博物館から盗まれた物だと判りました。盗難された物と知らずに取得した場合でも返還しなければならないのでしょうか。

A2 我が国は平成14年に文化財不法輸出入等禁止条約を締結し、文化財不法輸出入等規制法を制定したので、平成10年に盗まれた文化財であれば、これらの条約や法律は適用されません。

また、一般的に盗まれた物については民法で被害者に回復請求が認められる期間である「盗難の時から2年間」を超えていれば、取得時に当該文化財が盗まれた物である事を知らず、その事につき落ち度が無い限り、則ち善意取得が成立している限り、法的には返還する必要はありません。

なお、盗難にあった物であると知りながら当該文化財を取得した場合には、被害者からの請求があれば原則としていつでも返還しなければなりません。

お問い合わせ先

文化庁文化資源活用課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

Tel. 03-5253-4111(代表)

条約、法律、盗まれた外国の文化財について更に詳しく知りたい方は

<http://www.bunka.go.jp> をご覧ください。

世界の文化財を守る仕組み

盗難文化財を **輸入させない!** **輸出させない!** **譲り受けない!**

～文化財不法輸出入等禁止条約及び国内実施法～



○はじめに

近年、文化財に対する国際的な関心が高まり、日本にも海外の文化財が数多く流入してきていると言われています。

我が国は平成 14 年に、盗まれた文化財を外国から輸入したり譲り受けないことを約束する文化財不法輸出入等禁止条約を締結しました。また文化財不法輸出入等規制法を新たに制定するとともに、文化財保護法の改正も行いました。

盗まれた文化財を不法に輸出したり、輸入したり、譲り受けたりすることは、文化財を持っている国や人々に大変な迷惑を掛けるだけでなく、文化財そのものを傷つけたりして価値を失わせることにもつながります。

盗難文化財を「輸入させない！輸出させない！譲り受けない！」社会を作りましょう！

○どんな内容なの？

盗まれた文化財は輸入できません

条約に加入している国が指定した文化財で、博物館等から盗まれた文化財を輸入することはできません。



○どんな文化財が対象となるの？

文化財は国の歴史や文化の正しい理解のために欠くことのできないものであると同時に、文化の向上や発展の基礎をなすものとして大変重要です。

条約の対象となるのは各国で指定した文化財であり、日本では文化財保護法で指定された重要文化財（国宝を含む）、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物（特別史跡、特別名勝、特別天然記念物を含む）となります。

条約の対象となる日本の文化財の分類

		重要なもの	特に重要なもの
有形文化財	絵画、彫刻、陶器、古い文書など	重要文化財	国宝
民俗文化財	風俗慣習、民俗芸能やこれに用いられる衣服、家具など	重要有形民俗文化財	
記念物	化石、岩塊など	史跡	特別史跡
		名勝	特別名勝
		天然記念物	特別天然記念物



盗まれた文化財であることを知らずに取得した場合でも 10 年間までは自分の物にはなりません

もともと盗まれた物であることを知っていながら文化財を取得してはいけませんが、民法では盗まれたものであることを知らずに買ったり貰ったりした場合、盗まれてから 2 年経つと買ったり貰ったりした人の物になるとされています。これに対して盗まれた文化財の場合は、3 年目以降であっても 10 年が経過するまでは、盗まれたと知らずに買った人に代金を支払えば、盗まれた人は返してもらうことができます。

文化財を買ったり貰ったりしようとする時は、その文化財が盗まれた物でないかどうか気を付けましょう。

